

議案第10号

世田谷区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 環境政策、清掃及びリサイクル事業に係る政策等を総合的に推進するため、組織を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区組織条例の一部を改正する条例

世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表清掃・リサイクル部の項を削る。

第2条の表環境政策部の項に次の1号を加える。

(2) 廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。

第2条の表清掃・リサイクル部の項を削る。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。